

令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた
避難に関する検討会
第2回議事録

令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難に関する検討会（第2回）
議事次第

日時 令和3年12月23日（木）10:00～12:03
場所 中央合同庁舎第8号館4階 416会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 題

令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難のあり方について

4. 閉 会

○矢崎（事務局） 定刻となりましたので、ただいまより「令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難に関する検討会」の第2回会議を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日も、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインによる会議形式を取らせていただいております。ハウリング防止のため、御発言をする場合以外はマイクをミュートにさせていただき、また、できるだけイヤホンの着用をお願いいたします。御発言される際は、御自身でマイクをオンにさせていただき、御発言をお願いいたします。

御発言される場合は、特に指名がない限り、原則、Webexの「手を挙げる」機能を御使用いただくか、画面上で挙手をいただいた上で、指名を受けてから御発言をお願いします。

それではまず、会議の開会に当たりまして、榊政策統括官より御挨拶を申し上げます。

○榊政策統括官 内閣府で防災担当の政策統括官を務めております榊でございます。

「令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難に関する検討会」の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は御多用のところ、本検討会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

前回の検討会では、令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえて、市町村における避難情報の発令や住民の避難行動が適切に行われていたかの振り返りを行い、それぞれの要因を分析いたしますとともに、必要な対応の方向性について御議論をいただきました。

本日の検討会では、引き続き、住民、行政双方において必要な対応について御議論をいただきますとともに、これまでの議論を踏まえ、今後実施すべき取組について取りまとめ案を提示させていただきます。

本日いただきました御意見を踏まえ、年明けに最終取りまとめを公表するスケジュールで進めさせていただきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見、活発な御議論を賜りますようお願い申し上げます。私からの御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくをお願いいたします。

○矢崎（事務局） ありがとうございます。

続いて、本検討会の座長をお願いしております東京大学大学院情報学環特任教授の片田敏孝委員より、御挨拶をお願いいたします。

○片田座長 皆さん、おはようございます。座長を仰せつかっております東京大学の片田でございます。

ただいま、榊統括官からのお話にもありましたように、令和3年7月以降の災害についての振り返りということなのですが、令和3年5月には災害対策基本法の改正が行われております。この改正は、昨年までの災害、本当に多くの課題が様々明らかになっております。特に、避難情報が適時適切に必ずしも出せないという災害の激甚化の状況の中で、どのようにこれからの防災、特に避難に関わる行政を進めていけばいいのか。

一方で、国民の皆さんは、これまで避難情報に基づいて避難行動をとるといふ、どちらかというところ、日本の避難の体制は行政主導で行われてきたようなところがあるのですが、その限界というものが問題として様々に明らかになってきている。そんな中で、行政ももちろんしっかり情報を出すということ、そこに努力しなければいけないわけなのですが、国民の皆さんには、そこに完全に委ねないような主体性を持った避難のあり方ということを考えていただかなければいけない、これが一つ重要なポイントになっております。避難勧告、避難指示の一本化というのも単に情報を1つに統合したということではなくて、避難指示までに逃げる、そこまでの主体性というのも国民の皆さんに強く求めているという形での大きな変革だったと思います。

また、国民の皆さんに主体性を求めるだけではなくて、主体性を発揮できない方々に対する要配慮者の問題。ここについてももしっかり要配慮者対策として個別避難計画を盛り込むなど、災害対策基本法の改正としては、その根幹に関わる非常に大きな改正が行われたように思っております。

この会議では、令和3年7月以降の豪雨災害を振り返りながら、この辺りの改正と実際の現場での状況というものの中で、かいま見られる問題点等々を検討しながら、さらなる改善、さらなる今後の方向を探っていくということが目的になっているかと思っております。

今日も皆さんの忌憚のない御意見をいただければと思います。

私からは以上でございます。

○矢崎（事務局） どうもありがとうございました。

本日の会合については、広島県東広島市長の高垣廣徳委員は所用により御欠席となります。

それでは、マスコミの方はここで御退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○矢崎（事務局） 議事に入ります前に、議事要旨、議事録及び配付資料の公表につきましては、前回と同様の取扱いとさせていただきます。

また、別室にて会議の中継を実施しております。

それでは、お手元に配付している資料を確認させていただきます。

議事次第、座席表、委員名簿、資料1から5と参考資料がございます。

資料が不足している場合は、事務局までお知らせください。

では、ここからは進行を片田座長をお願いしたいと思います。

片田座長、よろしく願いいたします。

○片田座長 それでは改めまして、本検討会の座長を務めさせていただきます片田でございます。皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

本日は、「令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難のあり方について」の議論をしていただきたいと考えており、各委員の皆様におかれましても、こうした観点から

の御意見をいただければと思っております。

それではまず、この議論の基本となります資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○岩井（事務局） 本日はどうぞよろしくお願いたします。資料について御説明をいたします。

まず、資料1につきまして、課題と対応の全体像をお示ししてございます。

また、資料2が、対応の詳細について、資料3が、参考となる事例集をつけてございます。

また、資料4としまして、今回の豪雨災害を取りまとめたものになってございます。

それでは、資料1より順に御説明をさせていただければと思っております。

資料1につきましては、課題の全体像についてまとめてございます。

ペーパーの上側に、平成30年7月豪雨を踏まえたワーキングにおける基本姿勢といたしまして、目指すべき社会ということで、住民側は「自らの命は自らが守る」意識を持つこと、行政側は住民が適切な避難行動をとれるように全力で支援をするということで大きく書かせていただいております。

左側に、住民、行政それぞれの令和3年7月からの一連の豪雨における課題について記載してございます。

まず課題として、避難情報が発令されても、住民が適切に避難行動をとれていないのではないかとということで挙げております。

その要因の1つ目として、住民一人一人の「自らの命は自らが守る」意識が低いのではないかとということで、その要因として、例えば、個人としては災害リスクや避難行動等を理解することが重要、あるいは防災情報を主体的に住民側は入手するということが重要であるものの、正しく認識できていない人もいるということでございます。

また、地域におきましては、防災に関するリーダー的な存在が十分に育っていないということや、参加型・体験型の実践的な取組が一部の地域に限られている等といった観点について記載してございます。

また、学校についても、地域特有の防災課題に応じた避難訓練を実施している学校が少ないという観点について載せてございます。

また、その下、災害の切迫感・臨場感が住民に伝わっていないのではないかとという観点についても記載してございます。

行政側の課題といたしましては、市町村は、避難情報の発令を躊躇するなど、適切に避難情報を発令できていないのではないかとすることを挙げてございます。

①として、この中の要因として市町村における理解について。

また、②として、技術的な判断の難しさについて。

また、③として、心理的な負担についてそれぞれ記載してございます。

右側に移らせていただきます。こちらが、住民の適切な避難行動の促進に向けた対応、

それからその下、市町村における避難情報の適切な対応、それに向けた対応についてそれぞれ記載してございます。

まず、住民のパートから御説明いたします。

激甚化・頻発化する災害の中、一人一人の状況に即した避難情報の発令は困難である中、住民は、「自らの命は自らが守る」意識を持って、主体的に避難行動をとることが必要となります。

こうした意識の定着に向けて、災害文化を醸成する機運を高めていくためには、粘り強く、地域において防災に関する教育と啓発活動を続けていくことが必要となります。

こうした取組と併せて、早期に避難の実効性を高める取組も重要となります。

こうしたことから、具体的な取組として対応①から⑦に記載してございます。

まず、対応①でございます。地域における防災教育の推進といたしまして、防災活動の中心となるリーダーの育成を行ってまいります。

また、対応②といたしまして、参加型・体験型の実践的な防災活動の展開を通じて、住民一人一人の防災意識の向上を促してまいります。

また、学校における防災教育の推進といたしましては、全ての小・中学校における実践的な防災教育や、地域と学校が連携した防災教育の支援を行ってまいります。

また、その下は、地区防災計画の作成の推進でございます。参加型・体験型の活動や防災教育に取り組む地域では、さらなる防災意識の定着を図るための手段として、地区防災計画の作成推進に向けた地域防災力の向上を行ってまいります。

また、この下でございます。早期に避難の実効性を高めていくための取組として、人の行動特性を踏まえた、住民の避難を効果的に促す取組や、防災デジタルに関する技術を活用した取組を推進してまいります。

続いて、その下、市町等における適切な発令に向けて御説明いたします。

行政は、住民の「自らの命は自らが守る」という意識の徹底を図るとともに、災害時には、住民が主体的な避難行動をとれるように全力で支援することが重要となります。特に、避難情報の発令というのは、住民の生命を守るための災害時の市町村長の重大な使命の一つでございます。

こうした住民主体の防災対策への転換が必要であることを行政側としてもしっかりと理解をした上で、避難情報が適切に発令できるように、市町村の人材育成、それから、専門家等からの市町村への支援の充実を図ることによって、災害対応力の向上を図っていくことが重要となります。

このため、対応⑧から⑩でございますが、まず、市町村における理解の向上ということで、避難情報の発令等に資する研修の充実や、対応⑨、災害リスクのある区域等における発令対象の絞り込みを行うための取組の推進、また、対応⑩でございますが、気象の専門家などが技術的な助言を行うことによって、市町村における避難情報の発令を支援、こういった形で進めてまいりたいと考えてございます。

続いて、資料2と3について御説明をさせていただきます。資料2と3は、これから交互に御説明させていただきますので、それぞれをお手元に御準備いただければと思います。

また、画面上でもパワーポイントをそれぞれ表示してございますので、こちらを御覧いただいても構いません。

それではまず、資料3の2ページをお開きください。リーダーの育成に関する内容でございます。

まず左側、防災リーダーを中心とした平時の活動によって、災害時に住民の命が救われた事例でございます。東広島市では、防災リーダーの提案によって、避難訓練、防災マップ、あるいは防災講座などの取組を進めてございました。こうした、平時の取組を継続した結果住民の意識も高まって、西日本豪雨の際には、住民が主体的に避難をするとともに、防災リーダーが住民へ避難の呼びかけを行うことによって、この地域では土砂災害が発生しましたが、人的な被害はありませんでした。

また右側、市町村が、幅広い世代に防災リーダーの参画を促して、育成を図っている事例でございます。大阪府八尾市でございますが、市が中心となって、防災リーダーの養成講習を令和元年度より開始してございます。八尾市は、若い世代・子育て世代・女性にも積極的な呼びかけを行ってございまして、その結果、多くの女性を含む研修の修了者が出てございます。

続いて、資料2の2ページを御覧ください。このように地域の防災リーダーが中心となった防災活動を行うことによって、住民の防災意識の向上に大きく貢献している事例でございます。市町村が中心となり、防災活動を牽引するリーダーを全国各地で育成することが重要でございます。このため、消防庁が実施しております、都道府県・市町村の担当者向けの「自主防災組織等のリーダー育成研修会」の充実を図ってまいります。

続いて、資料3の3ページを御覧ください。参加型・体験型の実践的な防災活動の推進でございます。

倉敷市真備町では、平成30年7月豪雨により多くの方がお亡くなりになりましたが、その8割が70歳以上の高齢者であり、高齢者を含めた要配慮者の支援の対策が課題となっておりました。こうした中、周囲の要配慮者が避難できるよう、マイ・タイムラインを用いた行動計画を作成してございます。この結果、令和2年7月の豪雨におきましては、要配慮者につきましても、近隣住民の協力によって、自宅2階への屋内安全確保を行ってございます。

続いて、資料3の4ページを御覧ください。子供たちを巻き込みながら取組を実施している事例でございます。

左側、北九州市でございますが、自主防災組織が体験型のイベントを実施する中で、防災に関する知識と技術を楽しみながら学べる仕組みを構築してございます。参加の主体は小学生、それから、中学生でございますが、地域の住民の交流の場にもなっているというものでございます。

また右側、宮城県大崎市の事例でございます。地域のまちづくり協議会が小学校に声をかけて、子供たちとともに防災マップ作りを企画してございます。こうして作られた防災マップについて、まちの各所に掲示することによって、地域の大人たちの防災意識の向上にもつながってございます。

続いて、資料2の3ページ目を御覧ください。こうした地域住民の参加型・体験型の防災活動に参画することによって、地域の防災力の向上を図っている事例がございます。

左下、これまでの取組でございますが、住民参加型・体験型の実践的な防災活動については、国や地方公共団体、それから、自主防災組織など様々な主体が様々な形で取り組んでまいりました。

右側でございます。今後、こうした各主体が実施している取組について、各地域が参考事例として取り入れることができるよう、市町村に周知をしてまいりたいと存じます。

それから、資料3の5ページ、実践的な防災教育の実施でございます。子供たちへの実践的な防災教育が命を救った事例でございます。

釜石市の釜石市立釜石小学校では、実践的な防災教育を平成17年度より行ってまいりました。大きな中身としては、自分たちの目で確かめながら防災マップ作りを行ったり、子供たちと保護者、地域、行政が一緒になって避難訓練を実施したり、インパクトの強い映像等を用いた授業を実施してまいりました。東日本大震災では、子供たちが自らの判断で適切に避難して、大津波から生き抜くことができました。

資料2の4ページを御覧ください。平時における実践的な防災教育を行うことが重要となります。

こうした中で、左下、これまでの取組として、地域特有の防災課題に応じた避難訓練を実施した学校は3割未満となっております。

このことから、右下でございますが、地域の災害リスクや正常性バイアス等の知識を教えるための実践的な防災教育を行うための教員向けの手引を作成してまいります。

それから、資料3の6ページを御覧ください。地域と学校が連携した防災教育の支援でございます。

高知県黒潮町では、南海トラフ巨大地震による津波被害想定に関連して、住民の災害への関心が高まっております。こうした中で、地域の防災リーダーが地域と学校の間に入り、防災訓練などの学校教育を行ってございます。この結果、これまで一度も地域の訓練に参加したことがない住民が、中学生に誘われて一緒に訓練に参加し、また、町内のシンポジウムにおいては子供たちの発表が、大人たちに感動を与えて、地域の防災意識の向上に役立っているような事例がございます。

資料2の5ページを御覧ください。このように地域における防災活動を牽引するリーダーが学校での防災教育にも関わることによって、子供たちが地域住民とのコミュニケーションを通じた心を通わせられる機会などを得ることによって、主体的に避難行動をとることができる態度を育むことができます。

こうしたことから、今後の取組でございますけれども、地域と学校の間に入り、継続的に両者の活動を支援する「防災教育コーディネーター（仮称）」を育成してまいります。

続いて、資料3の7ページを御覧ください。地区防災計画でございます。

長野県長野市の事例でございますが、この地域では平時から防災訓練や防災マップ作りを行ってまいりましたが、平成26年の地区防災計画の創設に伴い、地域での地区防災計画の作成について取組を行っています。その結果、住民それぞれの役割分担の明確化でございましたり、計画的な取組の実施が行われるようになりました。令和元年台風第19号の際にも、多くの住民の適切な避難行動につながったと聞いています。

それから右側、仙台市の事例でございます。この地域では、若年層を含め、人口が増加傾向にある中、若者を中心にまちづくりの機運が高い状況でございました。こうした中、地域がまちづくりの中で防災をテーマに「防災宝探しゲーム」という取組を行いました。この取組を通じて、地域の関心が高まり、また、災害の歴史や災害リスクを学ぶ機会ともなって、地区防災計画の作成にも結びつきました。

資料2の6ページを御覧ください。参加型・体験型の防災活動や防災教育などに取り組んでいる地域においては、さらなる防災意識の向上と、その定着を図るための手段として、地区防災計画の作成の推進が必要でございます。

一方で、左下に書いてございますが、住民等の地区防災計画の意義や必要性に関する理解が不足している面もございます。

このため、右下、今後の取組でございますが、地区防災計画の取組を収集し、「地区防災計画ライブラリ」の内容について拡充を図ります。

続いて、資料3の8ページを御覧ください。住民の避難を効果的に促す取組の推進でございます。

大阪府堺市では、企業・事業者が多く立地する都市部に当たりますが、こうした街の特徴を踏まえて、津波警報等が発令された際に、自ら率先して避難行動をとりながら、周辺住民に避難を呼びかける事業所を登録してございます。

また右側、長野県飯田市でございます。災害時に周りの人からの声かけによって、避難行動に結びついた好事例があったことから、飯田市では、こうした呼びかけを制度として導入してございます。

資料2の7ページ目を御覧ください。人の行動特性を踏まえて、避難行動を効果的に促していると考えられる事例がございます。災害から一人でも多くの命を救うためには、災害文化を根づかせるための継続的な取組と併せて、早期に避難の実効性を高める取組が必要になります。

この下、住民の避難行動を促進する要因としていくつか書かせていただいています。こうした人の行動特性を踏まえた、住民の避難を効果的に促すような取組について、市町村が参考にできる形で周知したいと思っております。

資料3の9ページ目を御覧ください。防災デジタルに関する内容でございます。

左下、広島県海田町におきましては、町内の危険箇所にはカメラを設置し、市民は離れた場所から、災害の切迫感や臨場感を確認可能となっております。

また、広島県広島市の事例でございますが、災害時に避難所までのルートを表示するようなアプリを開発することによって避難行動を支援しています。

資料2の8ページを御覧ください。携帯電話等の普及によって、防災情報を自ら入手し、活用することができる住民も増えてきてございます。現時点で活用可能な防災デジタルに関する技術を用いて、災害の切迫感あるいは臨場感を住民に伝える取組を行ってきた事例もございます。

今後の取組でございますが、防災デジタルに関する技術を効果的に活用した事例を収集し、市町村が自らの地域に取り入れるに当たって参考となる形で周知をしております。

続いて、資料2の10ページを御覧ください。ここから先が、市町村の適切な避難情報の発令に向けた取組でございます。

避難情報の適切な発令等に資する研修の充実でございます。災害はどの市町村でも発生するおそれがあるため、多忙な市町村長であっても、平時から災害対応のあり方を押さえておくことが重要になります。このため、市町村長が平時から災害対応のあり方を短時間で理解できるようなコンテンツの整備を進めます。

また、右下、市町村長及び防災担当職員に対する研修についても引き続き実施してまいります。

資料3の11ページを御覧ください。続いて、避難情報の絞り込みに関する内容です。

左側、避難対象区域を絞り込んで避難情報を発令している事例でございます。広島市におきましては、対象小学校区域のうち、災害リスクのある区域に対して発令する運用をしております。

また、右側でございます。発令対象区域の絞り込みに合わせて、平時からの普及啓発によって、住民避難の実効性が向上した事例でございます。岐阜県の郡上市でございますが、令和3年8月の大雨の際には、対象区域を絞り込んで、警戒レベル4避難指示を発令したところ、住民全員が立退き避難を行ってございます。この地域では、平時から説明会等に加え、基準の雨量を超過するとサイレンを鳴らして危険を呼びかける取組を実施してまいりました。この結果、地域住民は、「サイレンが鳴ったら事前に避難しよう」という認識を共有するとともに、SNSを活用してグループを作って、避難を終えると報告し合うような取組を実施してまいりました。

資料2の11ページを御覧ください。適切な避難情報の絞り込みにつきましては、市内全域などを対象とする漠然とした避難情報の発令によって、災害リスクの低い区域の住民にも避難を求めることとなります。また、災害が起きずに空振りになることで、住民の避難情報への信頼性を損なうことを懸念する声もございます。住民が避難情報について、「我がごと感」を持って受け止められるように、技術的な判断を裏づけとして、対象区域を適切に絞り込んで避難情報を発令することが大切です。一方で、内閣府が実施したアンケー

トによると、避難情報の発令区域を適切に絞り込んでいない市町村もございました。

こうしたことから、右側でございますが、発令対象区域を絞り込んでいる市町村の事例を「避難情報に関するガイドライン」に記載して、また、平時から発令基準を整備しておくことについて市町村に周知をしていきます。

また、その下でございます。発令対象区域の絞り込み等に関する市町村長向けの研修内容の充実を図ります。

続いて、資料2の12ページを御覧ください。専門家等による避難情報の発令の支援、市町村に対する支援でございます。避難情報の発令に当たっては、刻々と変化する防災気象情報や現地の状況を基に判断する必要がある一方で、市町村によっては、技術力を有する職員の不足によって、技術的な判断が難しいといった面もございます。こうした市町村を技術的に支援するために、ホットライン等の技術的な助言がなされています。一方、内閣府が実施したアンケートによりますと、都道府県からの助言を受けた経験があった市町村は、約2割でございました。

こうしたことから、右側でございますが、国・都道府県からのホットライン等を通じて、市町村の発令判断を支援するような取組を引き続き推進してまいります。また、国・都道府県から市町村に積極的な助言をするという趣旨についても自治体に周知いたします。

資料2の13ページ目を御覧ください。こちらと同じく市町村に対する支援でございます。多くの市町村が災害対応の人員の不足を感じている中、平時から市町村の地域特性を把握して、地域密着型で市町村に災害対応の助言を行う「気象防災アドバイザー」や「地域防災マネージャー」といった制度が運用されてございます。

右側でございますが、こうした市町村への助言を行う「気象消防アドバイザー」の人員を拡充いたします。また、「地域防災マネージャー制度」についても市町村に周知を図ってまいります。

以上が資料2と3の御説明でございました。

続いて、資料4について御説明をさせていただきます。

資料4につきましても、資料2と3の内容について取りまとめたものになります。

まず1ページ目の「はじめに」でございます。

こちらにつきましても、3行目からこれまでの経緯について説明してございます。

また、13行目以降、「そのような中」ということで、今回の検討会の位置づけとして記載してございます。「住民の避難行動や市町村による避難情報の発令が適切に行われていたか、という観点から振り返りを行った」ということでございます。

また、19行目以降で目指すべき社会として、「防災意識の高い社会を一日も早く構築していくことが求められる」ということで記載してございます。

また、2ページ目以降でございます。

2ページが、今般の一連の豪雨災害の概要を御説明してございます。

また、5ページ目が、被害の状況についての御説明をしているところでございます。

続いて、7ページ目でございます。こちらでは、避難に対する基本姿勢とこれまでの取組について記載してございます。

まず冒頭の3行目から、これまでのハード対策、あるいはソフト対策について記載をした上で、9行目以降で平成30年7月豪雨におけるワーキンググループにおける議論の流れについて記載してございます。

特に16行目、それから19行目以降の中で、避難に対する基本姿勢について記載してございます。19行目、目指すべき社会として、住民が「自らの命は自らが守る」という意識を持って、行政はそれを全力で支援するという姿勢について記載してございます。

また、22行目以降は、その後の基本姿勢の下で行ってきた取組について記載してございます。

23行目が、5段階の警戒レベルの導入。

それから、31行目で「避難指示」への一本化について、それぞれ言及してございます。

それから、8ページ目でございます。

3行目、こうした「避難に対する基本姿勢のもと、引き続き、避難対策の強化を図るための取組を推進していくことが重要」ということで記載してございまして、この中で、今後の7月からの一連の豪雨を踏まえた課題と対応について議論をするための導入としてございます。

9ページ目以降が、今回の検討会等で議論した内容の中身になります。

9ページ目が、課題でございます。

7行目、住民一人一人の「自らの命は自らが守る」意識に関する内容。

それから、10ページ目、災害の切迫感や臨場感の伝達に関する内容についてそれぞれ記載してございます。

そうした課題を踏まえて、11ページ目、まずは住民の適切な避難行動の促進に向けた対応について記載してございます。

5行目、住民主体の防災体制への転換は、一朝一夕に成し得るものではなく、粘り強く持続的に、防災に関する教育と普及啓発を続けていくことが必要ということで記載しました。

また、その後9行目以降で、今日御説明した対応①から⑦に関する内容について、それぞれ記載をしています。

12ページ目以降が、実施すべき主な取組ということで、本日御説明したパワーポイントの内容に沿った形でそれぞれ御説明、記載してございます。また、21ページ以降、今度は、市町村における避難情報の適切な発令ということで記載してございます。

先ほど同様、まず課題について記載してございまして、8行目、市町村における災害対応に関する理解が十分でない可能性があるということ。

27行目、避難情報の発令に関する技術的な課題に関して。

また、22ページ目、心理的な課題に関してそれぞれ記載してございます。

それから、23ページ目が、対応の方向性でございます。

2行目でございますが、住民の「自らの命は自らが守る」意識を徹底するとともに、住民が主体的な避難行動をとれるように全力で支援することが重要であるということ。また、特に、避難情報の発令は、住民の生命を守るための災害時における市町村長の重大な使命ということで記載してございます。

こうした中で、10行目、市町村においては、知見を有する人材の育成や平時からの避難情報の発令基準の整備を行うこと。

また、17行目、市町村における災害対応力の強化に併せて、市町村に対する支援の充実を図ることについて、それぞれ述べてございます。

24ページ目以降が、実施すべき主な取組について、本日御説明したパワーポイントをベースに御説明してございます。

少し補足ですが、30ページ目に、前回の検討会でお示しましたが、発令判断の支援ということで、AI等を活用した災害情報の処理でございます。

また、31ページ目、コロナ禍における避難ということで記載してございます。新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、災害発生のおそれがある場合は、危険な場所にいる人は避難することが原則であるということ。

また、17行目、避難所における感染症対策としては、事前に準備することが必要ということで記載してございます。

32ページ目が「終わりに」でございます。

5行目以降で今回の検討会の内容について記載してございます。

8行目、平時からの防災に関する教育や普及啓発が重要であって、粘り強く推進していくことが重要である点。

また、12行目、避難情報を適切に発令できるよう、市町村における災害対応力の向上を図ることが重要であると述べています。

また、16行目でございますが、こうした住民と行政が一丸となって定着に向けた取組を推進するとともに、その過程においては、進捗に応じた改善を行う際にも、行政主導の防災対策とならないように、常に意識しなければならないと記載してございます。

また、23行目でございます。住民と行政が一丸となって取組を進めて、災害による犠牲者が一人でも少なくなるよう、防災意識の高い社会が実現されることを強く期待するということで示させていただいてございます。

以上で資料1から資料4に関する御説明でございました。

○片田座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの御説明に関しての御意見や御質問がございましたらお願いいたします。委員の皆さん、いかがでしょうか。ここから80分ぐらい時間を取っておりますので、じっくりこの内容についての議論をするのが今日の会議の趣旨ですので、どこからでも結構でございます。気になるところ、質問等がありましたらまずお受けしたいと思いま

すが、いかがでしょうか。

資料1では今回の課題と対応ということで、全貌の見取図のようになっておりまして、資料3の事例と連動するように対応が資料2で示されているという中身になっております。

それではまず、田中委員、よろしくお願いいたします。

○田中委員 田中でございます。取りまとめありがとうございます。

最初に、ちょっと一つ細かい質問をさせていただければと思いました。避難の対象地域の絞り込みというのがかなり強く打ち出されています。これはやはり市町村全域に出すというタイプに対してこういう表現を取られていらっしゃるのだと思います。しかし、絞り込んだときの伝え方というのはなかなか難しいところを現場では抱えていらっしゃいます。

一つは、あまり細かくすると伝える量が増えてしまうという点が問題になっています。

それから2番目は、これはいわゆる緊急速報メールなのですが、政令指定都市の場合には複数の区にまたがって管理していることもあって、いろいろな区の情報をはかの区の人も聞かなければいけなくなってくるのです。そういうデジタルを生かした伝え方ということがやはりあり得るということだと思います。そういう面では、現状ではなかなか絞り込むということの課題もあるということも含めて御意見をいただければと思いました。

以上です。

○片田座長 ありがとうございます。

これについては、事務局から何かございますか。

○岩井調整官 絞り込みについて御質問いただきました。田中委員のおっしゃるとおりでございます。絞り込みに関しては、伝え方についても重要になるかと思っております。絞り込まずに市町村全域に漠然と発令しているような事例については、きちんと絞り込みを行った上で住民に我がごと感を持っていただくということが大事だと思っておりますが、一方で、伝え方についても重要な点であると思っております。平時より絞り込みの方法と、さらにその伝え方についても併せて市町村において検討を行った上で行っていく必要があるかと思っております。また、緊急速報メールにつきましても、市町村全域に情報が行われるということで、そういった点について現時点においては、なかなか緊急速報メールを個人個人に対して送付するというのは難しいと聞いてございますが、今後の技術革新も踏まえながら、そうした住民一人一人に即した情報の伝達の伝え方についても研究開発を進めていくべきだろうと考えてございます。

以上でございます。

○片田座長 ありがとうございます。

今、田中委員からの御指摘の絞り込みの問題なのですが、確かに避難情報だとか避難に関わる情報は、地域を絞り込めば絞り込むほど当事者感が出てきますのでその効果は高いということですし、情報の発令とすれば、精度高くという面においてはこの絞り込む努力というのにも必要なことだろうと思えます。

しかし一方で、これまで西日本豪雨以降のこの議論の中で、行動指南型の情報、つまり

行政が国民の皆さんにあなたがこうなさい、こうなさいというその情報の伝達が難しいという中で、行動指南型の情報から状況情報へという流れもあるわけです。つまり避難はその状況に応じて個人が判断するのだということを原則にするのだというそんな方向性もあるわけで、この絞り込むことによって、この情報に委ねていけばいいのだという国民の意識が出てこないような配慮をしていくことも必要なのだらうと思います。

一方で、行政は精度の高い情報を出すと、その必要性もあるわけで、その一環としてはこの絞り込みということも必要。行政も努力するのだけれども、住民もその受け方については、それに依存するような形にならないような啓発も含めてやっていかなければいけないということだらうと思います。ありがとうございました。

続きまして、臼田委員、よろしくお願ひいたします。

○臼田委員 防災科研、臼田です。ありがとうございました。

まず、前回の委員会からここまでの短い期間でこれだけの情報と取りまとめをしていただきました事務局の皆様には敬意を表します。ありがとうございました。また、そのときの委員のコメントもかなり反映いただいて大変ありがたく思います。

その上で少し、質問も込みなのですけれども、まず、このあり方ということのメッセージというのは誰向けになるのかというところを一つ教えていただきたくて、今見る範囲だと、大枠で住民、行政というのはあるのですが、メッセージそのものは明らかに行政向けなのかなと感じました。これが行政向けのメッセージであれば、これはこれでまとまっていると思うのですが、避難のあり方、そして、目指すべき社会は住民が「自らの命は自らが守る」というところにメッセージが強くとするならば、行政向けでなく、住民というか国民向けにもこれはメッセージとして出しているのかなとも思ったのですけれども、その辺りはまずどうなのでしょう。

○片田座長 そこは事務局、いかがでしょうか。

○矢崎（事務局） お答えいたします。

「自らの命は自らが守る」意識を持つというのは、そもそも住民個々の意識の問題ですので、目指す社会としては当然、国民の皆様全体に発しているものと理解してございます。

一方で、ここの対応を挙げている内容につきましては、行政が一定程度主導しながら教育をしていく、あるいは、仕組みをつくっていく、そういった内容になっていますので、対応の部分につきましては、今回の内容は国、我々が事例や指針を示しながら市町村を通じて国民の皆様にもお伝えしていくという形になろうかと思っております。

以上でございます。

○臼田委員 ありがとうございました。

○片田座長 臼田委員、よろしいでしょうか。

○臼田委員 はい。それで理解はできました。

そういう意味で、行政向けへのメッセージとしてはすごく強く出されていると思ったの

ですが、一方で、住民一人一人、個人一人一人に対しては、これは逆にメッセージは最初の目指すべき社会の一言だけであって、そこのところは少し違和感を感じました。例えば、この住民という枠組みの中で、右側の青いところに①、②とあるものは、これは全て行政側が住民を支援する枠組みだと思うのですが、これだけが書かれているので、これをもし住民一人として見た場合に、この枠組みがあるから住民はやる、つまり行政や枠組みが先にあって、その後に住民がその枠組みがあるからやるのだよと感じてしまうのではないかなとちょっと心配しました。ですので、このあり方というものそのもののメッセージは行政向けですとはっきりとして、これはあくまで住民の一人一人の行動を支援するためにやるための枠組みですということがないと誤解を生まないのかもしれないなど。そこは最初にごく違和感を感じたところです。まず、それが1点目です。

それから、2点目、細かいところかもしれませんが、住民の①の対応の②でしたか、マイ・タイムラインの話があったと思うのです。マイ・タイムラインが参加型・体験型に入っていますが、共助の計画作りが地区防災計画だとすれば、やはりマイ・タイムラインというのは自助の計画作りだと私は理解しているのですけれども、それがこの参加型・体験型の実践的な防災活動という枠組みに入ると、ちょっと共助寄りに感じてしまうかなと思いました。やはり個人一人一人がしっかり自分の命を守るための行動計画を作るということをしかりメッセージとして打ち出していったほうが、これに関してはいいのではないかと思いました。それが2点目です。

そして、3点目なのですが、これは前回の委員会のときにもちょっとコメントさせていただいたのですけれども、今回もかなり事例をたくさん紹介いただいて、それはすごく分かりやすいと思うのですけれども、やはり事例も、これはかなりピックアップされた事例であって、この事例で感じる地域の方はこれですごく動きやすくなると思うのですけれども、逆に言えば、ほかにもたくさん事例があるけれどもなぜこれが選ばれているのかといったところが見えないところもあるのと、やはり日本は災害大国ですので、もっともっと事例がある中、そういった事例をしかり集める仕組みというのはやはり必要ではないかと改めて感じています。そこは前回のコメントと同様ですが、地域で生まれた事例というものをしかり国が集約して、逆にまたそれを各地域の方が自由に参考にできるようなそういう取組もぜひ進めていただければと思います。

以上の3点、コメントです。

○片田座長 ありがとうございます。

まず、3点目の事例をピックアップしてその事例集を作るようなこの取組について必要ではないかと。各市が参考にできるような事例を豊かに示すことが必要なのではないのかということなのですが、これに対して事務局から何かございますか。

○矢崎（事務局） 御意見ありがとうございます。

今回、参加型・体験型の実践的な防災活動の展開ということで、100の地域があれば100の特徴があって100の工夫があるのだろうなということを我々も思っておりまして、それぞ

れ100の事例を参考にできれば、101個目はまた101個目の個性で特徴的な取組ができるのではないかなという思いもごございます。そういう意味で、臼田委員の御指摘の点はとても重要だと認識してごございます。我々も今回、いろいろな今後の対応ということで、今既に関係省庁も含めて事例を取り扱っていますので、その辺をデータベース化するというのはなかなか難しい面も課題としてはあると思うのですが、どういったところがポイントで特徴があるのかというのは一定程度整理しながら、我々も関係省庁と協力してそういうものが世の中に見えるように工夫はしていきたいと思えます。ありがとうございます。

○片田座長 ありがとうございます。

2点目のマイ・タイムラインの話なのですけれども、マイ・タイムラインでいうと自助の取組の枠ではないのかという御指摘の中で、けれども、ここでの事例は地域の話だからちょっとここの不整合のところを御指摘いただいたという御理解でよろしいですか。

○臼田委員 そのとおりです。

ある意味、参加しなくても体験しなくても自分の命は自分で守るべきところもありますので、そういう取組としてやられている事例もたくさんありますので、必ずしも参加型・体験型の中だけで語らなくてもいいのではないかなと感じた次第です。

○片田座長 そうですね。マイ・タイムラインという言葉が社会的に定着しておりますけれども、この機能についてはかなり広く、地域の取組の中で使われるような、今の倉敷市真備町のような事例もごございますし、今の御指摘を少し反映できるようであれば事務局で御検討いただければと思います。

次に、首藤委員、よろしくお願ひいたします。

○首藤委員 ありがとうございます。社会安全研究所の首藤です。

事務局さんの御説明、大変ありがとうございました。

私も臼田委員と同じように、この短い期間でここまで再整理をしてまとめていただいた、大変な御苦勞があったのではないかと思います、事務局の皆様に感謝申し上げたいと思えます。

その上で、大小含めて、コメントであったり質問であったりを含めて全部で5つ申し上げたいと思ったことがあったのですが、先ほどの臼田委員の御発言を伺って一つ増えてしまったので、全部で6つ質問やコメントをさせていただきたいと思えます。順番に参ります。

まず、資料1の右側について2点あります。

まず1点目は、右側の上半分のところでは、対応のところ①として住民一人一人の「自らの命は自らが守る」意識の向上というところのすぐ下、小さなポツの1つ目で「地域における防災教育の推進」と書かれています。ただ、私はそもそも防災教育という「教育」という言葉がここは適切なのかということにちょっと違和感を感じまして、その次の学校であれば防災教育というものですっきりくるのですが、その上の地域におけるというほうですと、中身を見ますと防災活動という形の単語が並んでおりますので、ここは「地域に

おける防災教育の推進」というよりは、「防災活動の推進」にしたほうがイメージに合うのではないかと思います。これが1点目です。

それから2点目は、その下の市町村による避難情報の適切な発令に向けた対応のところの○の2つ目の冒頭です。「こうした住民主体の防災対策への転換が必要であることを行政がしっかりと理解した上で」となっていますが、この「こうした」というところが、その直前を見ますと、避難情報の発令は市町村長の重大な使命であるというふうに、市町村長の責務がどんとその前の文章の末尾にあるのですけれども、それなのに次の文章で「こうした住民主体の防災対策への転換が必要」というふうに書かれると、市町村長の重大な使命であると言っておきながら住民主体の防災対策への転換が必要というのが、何だか文章としてつながらないなと感じました。これは多分、「こうした」という4文字がここに入っているからそう感じるのではないかと思いますので、この4文字はむしろ削除されたほうが分かりやすいのではないかと思います。逆に、ここに「こうした」という文字を入れている意味があればぜひ教えていただきたいと思いました。

それから3点目は、資料2の2ページのところになります。消防庁さんが「自主防災組織等のリーダー育成研修会」の充実を図るというふうにおっしゃっていただいている、これはこれでいいことだと思うのですけれども、充実を図るだけだと一体何をするのがよく分からなくて、どういった面で何を充実するのかということをぜひ教えていただければ具体的に記載していただきたいと思います。ですので、まずどんなことを充実させるのかということを教えていただきたいという、これは質問になります。

それから4点目です。今度は資料3の14ページになります。前回、私も御質問させていただいて、「地域防災マネージャー制度」を活用するということが前回の資料にも書かれておまして、スライドの右下の部分です。地域における防災人材の確保に向けてということで、各市町村さんに防災のノウハウを持つ方がしっかりといるということは私もとても大事だと思っておまして、前回、そういった形で外部から人を呼ぶだけではなくて、市町村の内部にいらっしゃる方を防災の人材として育成する仕組みもぜひ検討していただきたいと申し上げたところです。たしか片田座長にも同意していただいたと私は記憶しておりますけれども、この「地域防災マネージャー制度」というのを、私もちょっとネットで調べてみたのですが、これは趣旨からすると、やはり防災の専門性を有する外部人材を防災監とか危機管理監として採用、配置するときに使う制度というふうに私が見た資料には書かれておまして、要件としては、例えば、地方公共団体で防災行政の実務経験5年以上というのが資格要件にはなっているのですけれども、市町村の内部にいる方がこれに当てはまる形で国の特別交付税措置などの対象にならないような気がしています。そのような私の理解が合っているのかということをお尋ねした上で、前回お願いした、自治体の中にいる方の養成についてどのようになったのかということをお尋ねしていただきたいと思います。

5点目です。資料4の22ページに記載されていることなのでも、小さな見出し

の中で心理的課題という記載があって、私が心理学出身だからかもしれませんが、非常に違和感を感じました。資料4の22ページに「3) 避難情報の発令判断における心理的課題」と書かれています。ただ、これは決して心理的課題なのではなくて、心理的負担からくる課題なのではないかと思ひまして、別に心理面そのものの課題ではないと思ひますので、表現を変えていただいたほうがいいのではないかと思ひました。

それから、最後が6点目です。先ほどの臼田委員のお話で、これは行政向けなのか住民向けなのか、メッセージとしてどちらなのかというお話で、事務局さんの御回答として、やることとしてやはり行政がやること書かれていますというお話でありました。私はそれはそれで、この報告書の立ち位置としてそうであるということは決して異論を申し上げるわけではございませんし、そういった報告書の位置というのは大切だと思ひますのでそのような内容で結構だと思ひます。

ただ、そうだとすると、「避難のあり方」が検討会の表題になってしまつてはおりますけれども、果たしてどうかなと思ひまして、「避難のあり方」というよりは「避難対策のあり方」というのが正確なのではないかなと私は個人的に思ひました。

以上でございます。

○片田座長 たくさんの御質問、御意見をいただきましたが、順番に行きましょうか。

まず、資料1の右のところにあります「地域における防災教育の推進」と書かれているのだけれども、これは防災活動なのではないのという御指摘ですよね。防災教育というと、何となく教室座学的なイメージを捉えるわけで、その下に学校における防災教育というふうにあるものですから、上はどちらかという、地域における防災教育というよりも防災活動としたほうがいいのではないかということの御指摘なのですが、地域における防災教育というのは、これはここの一連の対応がたくさん書かれておりますけれども、これは別途、前防災担当副大臣の諮問を受けまして私が座長をやらせていただいた防災教育の検討会がありまして、防災教育を非常に広く捉えております。防災教育を学校教室座学と捉えるのではなく、育みの環境と。子供たちの育みの環境を広く防災教育というふうに捉えるならば、その一つとして学校の防災教育もある。そして、地域の大人たちの背中、つまり地域におけるその育みの環境そのもの、地域の活動、これも子供たち、育みの環境からいったら防災教育だろうという非常に広い捉え方をしている中でこんな表現をそのまま引きずってきているというのが実態だろうと思ひます。

私は、今の首藤委員の御指摘もごもっともだと思ひ一方で、防災教育、これは学校がやるものというように社会が認知するよりも、育みの環境というふうに広く捉え直していただくという意味においても、何とかこのままでもいいのではないかなというふうにも私は思ひますが、首藤委員、いかがですか。

○首藤委員 ありがとうございます。

そのような経緯があるのであれば、特にこだわりはございませんので結構です。ありがとうございます。

○片田座長 ありがとうございます。

2点目なのですが、同じところの市町村のところですが、資料1の緑色のところです。ここで、この適切な情報発令というのは、避難情報の発令は市町村長の重大な使命であると。情報を出すことは市町村長の重大な使命であることは間違いない。でも、「こうした」という接続詞を入れた上で、「住民主体の避難対策への転換が必要であることを行政がしっかりと理解」という、出すという、どちらかという行政の情報に基づいて、情報が重要だと言っている割には住民側の行動が重要だと。ここが何か相矛盾するようなところがあって、この「こうした」という接続の言葉をなくしたほうがいいのではないかという御指摘ですね。いかがでしょうか。

○岩井（事務局） 御指摘ありがとうございます。

この文章の趣旨といたしまして、この「こうした」というのは、その前段、「行政は住民の『自らの命は自らが守る』意識の徹底を図るとともに、住民が主体的な避難行動をとるよう全力で支援する」というところにかかっているということで理解をしてごさいます。この全力で支援する中の一つの例示として、市町村長による発令ということがあるかなと思ってございまして、こうしたことから、「こうした」というのはあくまで住民主体の防災対策を踏まえての記載というふうに御理解いただければと思っております。

○片田座長 ありがとうございます。

続きまして3つ目の、これは御質問になるのですかね。資料2の2ページを御覧ください。これは消防庁のほうで「自主防災組織等のリーダー育成研修会」の充実を図るということで、その具体的なところというのはどうなっているのだという御質問でよろしいのですよね。これについてはいかがでしょうか。

○消防庁（荒竹） 消防庁の防災課長でございます。よろしく申し上げます。

ここで具体的にこういう方向でということは、今回のこの報告書の成果を踏まえて、報告書の内容を反映させるような形で内容の充実を図っていきたいとは考えております。

ただ、やはりここであるように、全国に事例を共有という部分を強調しているのですが、けれども、この事例で、例えば、今回、内閣府さんがまとめていただいたような事例であったり、消防庁においても毎年、防災まちづくり大賞というものを募集してございまして、大臣賞であったり十数件、毎年、表彰させていただいているのですが、そうした中で避難行動に対して有効であった取組などについてもちょっと意識をして収集するなどして、そうした事例の紹介などもより一層今後含めた上で研修会の内容を充実させていくということも考えているところでございます。

いずれにしても、今後また具体的な内容について詰めていきたいと考えております。

○片田座長 今回の事例の検討を踏まえるということに加えて、先ほど臼田委員から御指摘もありました、ほかにもいろいろな例がいっぱいあるからと、こういったものが参考にできるようにということで、消防庁さんのほうもこれをしっかり取り上げて全国に事例を共有していこうという中で進めていこうというお考えのようです。

4点目は、資料2の13ページなのですが、「気象防災アドバイザー」等と呼ぶとか、あと、「地域防災マネージャー制度」などが書かれているのだけれども、これは全部外部から呼ぶだけではないかと。内部の育成も大切にしていかなければいけないのではないのかということの話だったのですが、議論があったのですけれども、この内部の方もこういった支援の対象になるのかということについての御質問だったと思うのですが、これについてはいかがでしょうか。事務局、お願いします。

○岩井（事務局） 御指摘ありがとうございます。

前回の検討会の中でもまさに御指摘いただいた内容と承知してございます。これについては、資料2の10ページ目を御覧いただければと思います。これにつきましては、市町村における研修の充実を図ることによって、市町村における防災対応力を強化していくとともに、かつ、その上、市町村長に対しては短時間でも防災の内容を学べるようなコンテンツの整備等を通じた取組を進めてまいりたいと思っております。

すなわち、先ほど御質問のあった市町村に対する外部からの支援の充実と併せて、このページで示しておりますような、市町村の中における災害対応に関する理解の向上についても併せて行うことによって、市町村内部、外部それぞれを使って市町村の災害対応力の向上というものを図ってまいりたいと思っております。

○片田座長 補助金の対象になっているかどうかという御質問もありましたよね。それについては、即答は難しいかもしれませんが、いかがでしょうか。

○岩井調整官 この制度自体は、内閣府が実施しています有明の丘の研修というものがございまして、そうした研修を受けた方について市町村が委任する場合について、その額について補助をするという制度になってございまして、そういった制度であることから、外部の方を引き入れる場合を念頭に置いた制度でございまして。

○片田座長 ということでよろしいでしょうか。

○首藤委員 はい。今の制度はそうだとすることは理解いたしました。

ただ、できれば外部の方を任用する場合の補助だけではなくて、市町村が自分の職員の中に防災担当者を育成するときの補助の制度もあってほしいなと私は思いました。

以上です。

○片田座長 内部の人材育成に対する支援の充実をということですよ。

それも重要な課題かと思っておりますので、引き続き検討をしていただければと思います。

5点目、資料4の22ページなのですが、これは文言の問題として3)、首長の皆さんが避難情報の発令判断において心理的な課題があるという、心理的な課題ではなくて、心理的負担から来る課題というふうに正しく言い換えたほうがいいのではないのかということなのですが、これについては今の御指摘の形でよろしいですね。

では、そのような形で修正させていただくということになるかと思っております。

あとは6点目、住民向けのメッセージなのか行政向けのメッセージなのか、この検討の提言書そのものがどこを向いているのだということ、もちろん行政だけではないのだけ

れども、いろいろ対策を取るのは行政であるから、どちらかという行政向けということなただけれども、そうであるならば、これは「避難のあり方」ではなくて「避難対策のあり方」のほうがいいのではないのかという、この会議のタイトルそのものに対する御意見なのですが、これはいかがいたしましょうか。これは事務局から。

○矢崎（事務局） 御意見ありがとうございます。

対策としては、国でできることをやりながら市町村を通じて全体で避難のレベルを上げていこうということですので、避難対策という概念を小さくするよりも、目指す社会にあるように住民向けのメッセージも含まれていますので、ここは「避難のあり方」という形で行かしていただきたいなど、そのほうが望ましいかなと考えてございます。

○片田座長 そうですね。「避難対策」としてしまうと、あくまで行政がやることみたいに、非常にそこに集約されてしまうところがあるから、もっとこれは国の体制として日本の避難そのものがどうあるべきかという、行政も住民もということからいうと、今までどおりこの「避難のあり方」という形で行きたいという御回答でした。

続きまして、木幡委員からよろしく願いいたします。

○木幡委員 福島市長の木幡です。

事務局の皆さん、本当にお疲れさまです。

まず最初に、田中委員から絞り込みについてありましたので、ちょっと当市の実態をお話し申し上げたいと思います。

絞り込みをするかどうかというのはその自治体の広さとか、あるいは、例えば、川だったら川が何本流れているとか、いろいろなその地域の実情によるのではないかと思うのですが、福島市は絞り込みをしております。それはやはり福島市自体が非常に広いのと、それから、ハザードマップの配布とか一定の情報提供は終わったので、本来は住民の皆さんに知っていただかなくてはいけないという前提で、今、絞り込みをしています。

そして、高齢者等避難の場合には、これはばくっと浸水想定区域とか土砂災害警戒区域というものを使って地区とか流域でその言葉で地域の絞り込みをして、この避難情報を出すということです。これには、一つはやはり、我々もどんなに言ってもなかなか伝わっていない面もあるので、逆に浸水想定区域とかという言葉を使って、市民の皆さんが「あれっ、何これ」と言ってもらうこと自体がかえっていいのではないかということで、高齢者等避難のときにはそういった言葉を使っています。

一方で、避難指示になりますと、これはより明確にするために大字単位で地域を示して避難指示を出すというルールにしております。これは一つには、浸水想定区域といっても微妙にはみ出る場合なんかも当然あり得るわけで、その点では浸水想定区域などを含んだ大字であったほうが、若干その際の部分とかなんかも対応できるのではないかということもあって、より明確に大字単位で出しています。

ただ、私自身は、令和元年の台風第19号のときの経験で言うと、避難情報の出し方で一つ問題なのは、どうしても皆さん、我々自治体はフローの情報しか出していなかったの

いう、そういうものにすごく気をつけてやってまいりました。どうしても防災を担当する人間というのは生真面目なものだから、防災防災、あるいは消防消防といった形になる傾向にあります。そうすると、やはり意識の高い人ではないとなかなかそこに入っていけないという課題があります。そのために、私は、防災をやるにも楽しんで防災ですと。あるいは、運動会のような地域行事の中で防災の要素を取り入れる。そういう防災の日常化というのをこれからも進めていきたいと思っています。

こういった事例が今回の報告書には多数入っているのですけれども、それをまとめた形で、先ほど災害文化という話をされました。ですから、今回の検討会の取りまとめの最後で、やはり市民が自ら守る防災とか、そういう言葉と同時に災害文化の定着、普及とかあるいは拡大とか、災害文化というものをもっと強調してもいいのではないのかなど。このほうが全体としてもっと分かりやすくなるのではないかなという気もするのです。例えば、スイスなどで家の中にシェルターを造るなんていうのは当たり前なわけです。それはやはり国防の文化が定着しているわけで、やはりそういう面では、災害文化の定着ということをもう少し前面に出して、今後、内閣府というか防災関係者の中で積極的にそれを押し進めていったらどうかと思います。

以上です。

○片田座長 ありがとうございます。

3つ御指摘をいただきましたが、まず、避難の情報を自分で取りにいかないとそれが実際の行動につながっていかないと、伝わらないのだと。避難意識を高めるということも自分で情報を取りに行くような姿勢が大事であるということですよ。若干、卵が先か鶏が先かみたいところがありますけれども、意識が高ければ取りに行くだろうみたいところもありますし、ここについては、今、木幡委員御指摘のように、いずれにしましても自分で積極的に情報を取るような、その部分はやはり強調していかなければいけないということによろしいですね。

○木幡委員 要は、逃げることにばかり報告書のところの焦点が当たっているわけですよ。ですから、その前の段階でどうやってみんなが逃げるのだというときにやはりそれが必要ではないかと。

ちなみに、私はちょうど昨日、デジタル防災訓練といった発表をしたのです。今回、3本作って、それでその1本目はこういう感じで「情報の集め方」というのを出して市民にも伝えているのですけれども、やはりそのところを市民にも強調していきたいと思っています。

○片田座長 ありがとうございます。

2点目は、情報を出す側の研修ということで、先ほどのように「ただいま土砂災害警戒情報が出ました」のそれだけではなくて、ちゃんと都道府県からの情報の出し方として、市町村がそれに応じた状況説明をしっかりと受けて対応につながるような説明とアドバイスとなるような出す側の研修もということでした。そういった充実についても必要かという

ことだろうと思いますが、これについて事務局、何かございますか。

○矢崎（事務局） 御意見ありがとうございます。

結局、避難情報を出される市町村長の皆様のお立場に立って、いつどのような形でどうなっていくのかということ詳しく解説していくということがとても大切だと思いますので、今後、都道府県の皆様に技術的助言という枠組みについて再周知していく中で、その辺にも趣旨だとか内容が分かるような形にしていきたいと思います。ありがとうございます。

○片田座長 ありがとうございます。

3つ目は防災の日常化ですね。私もそう思います。防災防災と、もちろん消防部局は消防部局なりに、防災部局は防災部局なりに、福祉は福祉なりにそれぞれ一生懸命やっておられるのですが、何かそんなことよりも自然の災いに備えるというのは地域の日常的な話であってということを見ると、もちろんこの楽しんでやるような防災だとか、地域行事の中で平時の中でも当たり前のように行われるような、言わばそれはもう地域の文化として定着するようなそんな方向に持っていかないと、やはり防災防災といって肩を張ってやるような形ではなく、自然に地域に織り込まれていくような形のものにしていかなければいけないという御指摘だろうと思います。そういった面では、そこを強調するという形での報告書の書きっぷりに気をつけてほしいという御要望だと承りました。ありがとうございます。

では続きまして、磯打委員、よろしくをお願いします。

○磯打委員 片田委員長、ありがとうございます。

私からは、コメントが3点と質問を2つさせていただきます。

最初に、コメントから申し上げます。

先ほど、臼田委員からも御指摘がございましたマイ・タイムラインの記述、これは資料3の3ページの倉敷市真備町のマイ・タイムラインの事例です。これを取り上げていただきましてありがとうございます。この取組そのものは、ここに御記載のとおり、平成30年7月豪雨の教訓を踏まえて地域の方たちがなさっているお取組として、この資料だけを拝見していると、臼田委員からの御指摘のように、個人の行動を促すマイ・タイムラインの取組をやっているというふうに見えるのですが、実際は、ここのタイトルに書いていただいていますように、参加型・体験型の実践的な防災活動の事例に合致していると思います。ここで使っておりますマイ・タイムラインは、個人の行動を記入するものではなくて、要配慮者の方、そして御家族の方、そして御近所の方、福祉事業者の方といった4つのステークホルダーの方が1つの様式で皆さんの取組、行動をマイ・タイムライン形式で記入して、それを関係各位が共有して、多様な主体の参画による連携で要配慮者の方の避難を支援していくというものです。

ただ、そういう記述が、この記載の内容を見ていると読み取れないので、恐らく、臼田委員がおっしゃったような個人の行動を促す、いわゆる一般的なマイ・タイムラインと混

同されてしまっているのではないかなと思っています。

もう少しこのマイ・タイムラインの取組を御説明申し上げますと、この要配慮者向けのマイ・タイムラインというのは、作成することを目的としているのではなくて、まさに今回の避難のあり方に関するようなそういった情報をみんなが適切に受け取れるような環境の醸成、そして、受け取った情報に対して適切に行動できるようなそういった事実的な活動を後押しする、そういったことを目的にしております。その環境の醸成の一つの方法として、多様な主体の参画の連携という形でお互いの背中を押し合う、避難スイッチを押し合うだとか、そういったところを主にしておりますので、もしこの3ページにこちらの事例を使っただけなのであれば、少し記載の仕方を工夫していただくなり、マイ・タイムラインそのものの様式がどういうものなのかというものを載せていただいたりすることで意図も伝わるのかなと思いました。これが1つ目のコメントです。

次は、地区防災計画に関するところで、同じ資料3の7ページに地区防災計画の取組事例ということで御記載いただいております。これとその対応のほうの資料2の両方の地区防災計画に関係するところの記載に関わるのですが、地区防災計画のそもそもの目的そのものというのは、住民主体の防災活動というのを後押しするのは当然なのですが、その方法として、いかに行政と地域が連携するのかと、その連携のためのツール、仕組みがこの地区防災計画制度なのです。

今の資料の掲示の仕方ですと、住民の皆さんがこうしましたという形になっておりますが、私は、今回の検討会の中の位置づけを考えると、ここでいう地区防災計画というのは、行政の持っている強み、地域住民の方々が持っている強み、それをいかに避難という目標を達成するために地区防災計画制度というものを通じて成し遂げるかということアピールすべきなのではないかなという気もしておりますので、そういったことにも御配慮いただければと思っています。

具体的に申し上げますと、そういった事例でいうと、平成30年7月豪雨で被害を受けました愛媛県松山市の高浜地区では土砂災害が発生したのですが、地域住民の方が一軒一軒お声かけをしていくと。一方で、これは危ないということで行政機関に、当時出していた避難勧告を出してくれと要請をして、そして行政が地域を確かに確認して、行政が持っているエリアメールだとか、一斉に多くの方に情報を伝達するツールを通じて、たくさんの方に一気に情報を流すと。地域住民は、当然、地域の中での対応の優先順位を御存じですので、一軒一軒お声かけをして、優先度の高い方から確実に避難させるという取組がなされました。こういう行政の持っている強み、住民の持っている強みを最大限に生かしていること、それで避難を成し遂げるということも地区防災計画の大切な目的ですし、効果の一つだと思いますので、そういったところも研究していただければという気がいたしました。

そう考えると、もし、私の今申し上げたことが今回の検討会の趣旨に合致しているという前提なのですが、そうであれば、資料2の6ページにございます地区防災計画の1行目

の四角です。「参加型・体験型の防災活動や実践的な防災教育などに取り組んでいる地域では」云々とありますけれども、このコメントは少し意図が異なるかなと。これは地域の防災教育のところで、この参加型・体験型や実践的な防災教育というところは十分網羅できるような気がするので、この地区防災計画という文脈の中でこの1行目にこの記述というところが、私としてはもっとプライオリティーの高い文章というのがあるのではないかなという気がいたしました。

あともう一個のコメントが、これは資料3の11ページの郡上市の事例です。特に、地域の方がローカルに設置した雨量計だとかサイレンというものを使って、皆さんでそれを自分たちの地域の判断の一つという形にしてお取組をされている事例かなと思いました。このような形で、まさに地域の方が自分たちのためにカスタムした観測装置であったりこういったサイレン施設であったり、こういったものをされている事例というのは、避難を後押しする上で非常に有効な有益な事例だと思いますので、ぜひこれはアピールしていただければいいかなと感じました。

以上がコメント3点です。

そして、質問が2つございまして、長くなって申し訳ございません。

資料3の2ページで、地域における防災教育の推進で、リーダーの育成のところがございました。ここに大阪府八尾市の事例を書き添えていただきまして、2つ目の○のところに「若い世代・子育て世代・女性にも積極的に呼びかけ、参加を促している」ということがありました。恐らく、これはこういうふうに記載していただいているので、これで成功されていて、こういった女性だとか若い世代も参加が促進されているのではないかと考えています。この地域の防災リーダーというカテゴリの中で、この女性の参画が一つ難しいなと思う点が、おおむねこの行政がなされる研修は防災リーダー研修会といったような形で「リーダー」という言葉が使われること多いだろうと思います。ただ、女性の側からすると、「リーダー?」「私、リーダー?」という形に恐らく感じられるのではないかなと思いますし、女性がリーダー的に活躍することだけではなく、女性が様々な活動の、その活動ができやすい環境を整えて、例えば、人を集めたり、きちんとロコミで整えたり、様々な気づかいのある支援をしたり、そういったこともやはり地域の活動が継続的に促進される、そういった一つの大きな成果があると思うのですけれども、この八尾市さんは、もし女性も積極的に呼びかけ参加されているということであれば、どういうふう実際に呼びかけられて、どんな感じで女性の方々が御感想を持たれているとか、どんな成果が出ているかというところを何かアピールしていただくと、女性に参画していただけるためのノウハウというのも得やすいのかなと思いました。

そして、もう一つの質問が、これは防災リーダーに、今のところに関係するのですけれども、自主防災組織という言葉であったり、防災リーダーという言葉があるのですが、防災士の活用については特段言葉が触れられていないような気がするのですけれども、これは何か意図があるといえますか、防災リーダーの中に含まれているという理解なのかなと

いうふうに感じました。ただ、防災士の活用については、うまくいっている事例もあればなかなかうまくいかない事例というのも多々ありますので、書きっぷりは非常に難しいところではあると思うのですが、ただ、実際問題として、全国で20万人以上が養成されていて、先ほど事例として申し上げました愛媛県松山市では、全国の自治体で一番の防災士の養成をしている中で、住民の80人から90人に1人が防災士ということの中で非常に防災活動が活発化していて取組が活発になっているので、この防災士の活用というところも、地域防災リーダーの中に入っていれば結構なのですが、外せないところになるのではないかなという気がいたしました。

すみません、長くなりました。以上でございます。

○片田座長 ありがとうございます。

まず、コメントの1点目のマイ・タイムラインの話なのですが、社会的にはかなり定着したマイ・タイムラインという言葉なのですが、その「マイ」ところが必ずしも現状にそぐわないところも出てきています。例えば、今の真備の事例などはまさに要配慮者に関わる多くの関係するステークホルダーの方々の連携という形であり「マイ」ではないなという感じもいたしますよね。これはコメントということですので、私もそのように思います。

また、2点目の地区防災計画の話なのですが、まさに行政と地域の連携の仕組みが地区防災計画だという、確かにそういった側面も非常に強くあると思います。一方で、地区防災計画はどちらかというと警戒レベル5、要するに行政がお手上げといった状況の中で自分たちの地域がどうするかといったことを検討する、その中にあると特に関心者の方々をどう、地域から犠牲者を出さないような地域にするのかということ、しっかりと自分たちの地域の問題として立てる、自分たちの地域の防災計画なのだという意味合いも非常に強いと思いますので、地区防災計画は今後さらに充実していかなければいけないことなのだろうと思います。行政との連携という面においても充実していかなければいけないですし、もうレベル5で地域が行政に頼ることもできない状況の中で自分たちがどうしていくのかということ、**「我がごと感」「我が地域ごと感」**を持って対処する方法、決して地域から犠牲者を出さないような地域に自分たちの地域がなるのだという計画に仕上げていく、そんな取組にしていかなければいけないのではないかなというふうにも思いました。

また、郡上市の取組は、これは大変積極的な取組ですので、まさに先進事例として扱ってほしいというコメントとして受け取りました。

質問の1点目、大阪府八尾市の防災リーダーという話なのですが、この防災リーダーという言葉自体が参加障害になっているのではないかと。リーダーと言われるとちょっと引いてしまうということもあるかもしれない。そういった面では、どのように呼びかけているのか、もしくは女性参加を促しているのか。そんなことについて今分かればお答えをいただきたいということなのですが、いかがでしょうか。

○岩井（事務局）

八尾市に聞き取りをしたところ、市の知り合いを通じて女性に対して積極的に声がけをして「参加しませんか」ということで、草の根的に話をしてそれで参加を呼びかけていると聞いてございます。

また、若い世代への市の呼びかけとしまして、近くにある大学の学生に対して、大学を通じて一緒に参画しませんかということで話をしているというふうにも聞いてございます。

○片田座長 ありがとうございます。

では、2点目なのですが、防災士の活用について触れられていないということなのだけでも、この防災士というのが防災リーダーの中に含んで考えているのかということなのですが、民間資格であるこの防災士ですので、その扱いについてはどのようにになっているのかいろいろ難しい面もあるのかなということも言われましたけれども、この点はいかがでしょうか。

○矢崎（事務局） 対応のところ、地域における防災リーダーの役割が非常に重要だという文脈の中で、まずそのリーダーを育成するために、都道府県、市町村の担当者の役割が重要だと考えていますので、そういった方々の研修会を今、消防庁さんで御尽力いただいていますので、そういったものをしっかり充実を図っていくという、今回は整理させていただいております。民間資格である防災士というものが松山市で非常に大きく普及しているという事例を今お聞きしてございますし、その扱いについてはちょっと引き続き整理をしたいと思います。

○片田座長 よろしく願いいたします。

続きまして、佐々木委員、よろしく願いいたします。

○佐々木委員 よろしくお願ひします。

主に前回のときに避難の対策におけるいろいろな好事例を教えてほしいということで、たくさん集めていただきましてありがとうございました。先ほどから出ている、防災教育ということに特化して幾つかお話をさせてください。

まず、その地域と学校などを結ぶ防災マネージャー、防災リーダーという人たちの役割が非常に重要であるということはこの会議でも認識したのですけれども、御指摘が既にあったように、こういう方たちをどうやって増やしていくのかということの仕組みというのがまず一つ今後の大きな鍵だと思っています。

そして、もう一つ思っているのは、防災教育ということ考えたときに、木幡さんからありましたけれども、防災を学ぶことを文化にすることは非常に大きな意味合いがあると思います。

その中でもう一つ思うのは、防災を学ぶだけではなくて、防災のためにアクションをするということが文化になるということが非常に大事なのだと思います。

この中で、今たまたま子供が小学生なので日頃見ているのですけれども、やはりSDGsが教育指導要領に入ったというのは非常に大きな意味合いがあって参考になると思うのが、

学校でSDGsを習ってきて、その17の目標に対して自分が1個アクションをしていこうねというところまで落とし込んで考えられているので、まだ3年生なのですけれども、娘は「自分は『海の豊かさを守ろう』についてコミットするのだ」ということを決めてから、せっせとせっせと節水に励んでいます。こうやって日常のアクションに落とし込むということがもの凄く重要なのだなということを、今、私も子供から学んでいたりします。

ですので、防災教育、防災を学ぶプラスアクションをするということが、すごく視点として大事なのではないかと考えます。

その上で、つくづく自分でも思うのですけれども、なかなかその防災ということを経験の中でも面で捉えられていないなと思うのですよね。例えば、学校で習うとすると、恐らく学校の中で地震が起きたらとか、学校の中で火事になったらということだと思うのですけれども、実は本当にどこで自分が災害に遭うか分からないという当たり前のことを、自分の中で皮膚感覚としてなかなか捉え切れていないなと思います。例えば、私でいうと、職場なのか家なのか通勤の道なのか全然違うところに出かけているときなのかなど、本当にそういう自分の日常生活におけるありとあらゆる場面を想定して、立体的に面で防災を考えるということがとても大事だと思うのです。

その中で、その地域の防災リーダー、防災マネージャーの方々と一緒に歩きながら通学路、例えば、マンホールってどういうふうにつければいいのだろうかとか、何がどういうリスクがあるのかということ、本当に肌身をもって体感していくということが学びで、そのために何ができるかというアクションまでが一つの文化になるといいのかなと思いました。

例えば、事例の中にあっただのですけれども、その地域というところでも住民ということがベースになっていると思うのですけれども、実はいろいろな企業もCSRでいろいろな活動をしていると思います。こういう防災についてその地域の中でできることがあればぜひやりたいと思う企業もたくさんあると思います。堺市の事例などですぐ避難というものを宣言してそのステッカーなどを貼って、我が社はここにコミットするのだという話がありましたけれども、例えば、東京都でいうと帰宅困難者が出た場合の一時滞在施設になっているようなところというのは企業にもあると思いますけれども、そういうところとも一緒になって何か防災のことが教育としてやれないかということもできるのかというふうに考えたりします。

最後に、情報を取りに行くということについて、つくづく考えるのですけれども、何の情報があるかということのを日常見てもおかないとやはり一番分からなくて、その気になって検索をするとそこにたどり着くのですけれども、やはりそのベースの何の情報があるのだよというところこそ、しっかりと日常に教育として促しておく。最終的には、そのアプリとか通信というものが災害時に全く見られなくなっても体が動くというふうにしないといけないのだろうなと思うのです。どうしても便利なものということにどんどん頼っていくのですけれども、究極の目標は、日常にそういう情報を得ておいて、有事に何

も使えなくなっても自分が動けるのだというところまでの落とし込みが大事なのかなと思ってそういったことを思いましたので、以上コメントさせていただきました。ありがとうございました。

○片田座長 ありがとうございました。

コメントいただいたと思うのですが、防災教育コーディネーターの育成とその中身について、特に文化にしていくためにはアクションが大事だということですよ。アクションをすることが文化につながっていくということで、学校でのSDGsの取組の事例を御紹介いただきましたけれども、確かにそういったところを強化していかなければいけない。そのときに企業のCSRとの連携なども重要ではないかという御指摘もいただいたかと思います。

また、情報の問題についても日頃の日常化しておくということ、情報がどこにあるのかということの日頃から分かるようにして、そこにいつもアクセスしていることによっていざというときに活用することもできるし、そうすれば、災害時にこの情報にアクセスすることができなくなったとしても、日頃そこでしみついたものが行動として具体化していくであろうという、そんなコメントをいただいたかと思います。ありがとうございました。

続きまして、大木委員。

○大木委員 ありがとうございます。

第1回の会議を欠席しまして申し訳ありませんでした。議事録をよく読み込んでから参りました。

今日、白田さんから誰を対象にした提言なのかという御質問があって、私もそれを思っていたのですが、国民全員だというお答えを頂戴しましたので、私からのコメントは1点です。もしそうであれば、事業所とか企業に向けてのメッセージを何らかの形で盛り込んだらいいのではないかということです。なぜそう思ったのかということをおっしゃるとこの後申し上げます。

津波以外の避難ですね、風水害ですと学校というのは先に休校になっているケースがほとんどですよ。そうすると、例えば、私も学校で水害からの避難の授業をするのですが、それは保護者の参観日に必ずやるとか、もしそれができなくても絶対に保護者向けのお便りをつけるとかそういうことをしています。つまり水害の避難に関しては結局、大人が避難判断のイニシアチブを握っているんですよ。そういうふうにと考えると、学校で防災教育をやるだけでは難しい部分がどうしても出てきてしまうと。例えば、学校は朝6時に警報が出たら休校とかそういうルールがあるわけですが、休校のときに学校に来させてしまう親はやはり一定数いて、その親の方々の言い分は、「会社があるのだから学校が子供を預かるのは当たり前だろう」ということを校長室に来ておっしゃる、電話をかけてきておっしゃるのだそうです。保育園ですとこれがもうグレーゾーンで常態化しているんですよ。

そういうふうにと考えると、保護者とか大人の帰属意識先である企業にも、これは都心部とかそういうものによっても違ってくるのだらうと思うのですが、特に都心部とか

そういったところに関しては帰属先が地域というよりは企業という大人が多いと思うので、そういったところに訴えてはどうかということです。こういうことを積み重ねていくと、会社も「今日はコロナでできるようになった在宅勤務だ」というような、「念のため在宅勤務だ」みたいなことができる、念のための行動ということが人々の中で受け入れやすくなるという文化をつくることにも寄与できますし、それが結果的に行政の避難指示を躊躇するというのを改善していくのではないかとこのように思いました。

ある意味、この好事例として既に行っているのが鉄道会社の運休計画だと思うのです。鉄道の運休計画が巻き起こした防災教育の効果がすごかったなと感じているのですけれども、コロナ禍で在宅勤務がしやすくなったことも併せて、鉄道会社さんがやっているように御社も運休計画的なものを作ってもらえないかみたいな提言ができるといいのではないかと思います。

最後なのですけれども、そうすると、大学というのもそういう組織の一つとしてカウントできるわけですが、大学はどうかというのを見てみると、最悪の想定しかないのです。首都直下地震とか東京湾の最大高潮とかそういうものしかなくて、それ以外は授業に来いというふうになっています。私はこれを、「死ぬこと以外はかすり傷モデル」と言っているのですけれども、大学はそのような形で、ちょっとの警報とか電車の遅れとかだったらもう来るしかないという判断基準しかない。それで今はキャンパスでそれをグラデーションにして、今はレベル幾つなので基本原則オンラインですとかそのような、学校に残ってくださいとか、そういうのをグラデーションにして、紫が最悪、赤、オレンジ、黄色というふうに4段階に設定するというのを策定していて、今、キャンパス内でそれをやるところなのですけれども、全塾、慶應のほかのキャンパスも参考にしたいということで、今、ちょっと動き始めていますので、ちょっと例としてお伝えしておきます。

ということで、私からは1点で、事業所、企業に向けてのメッセージを入れてはどうかということになります。

以上です。

○片田座長 ありがとうございます。

社会的な対応については、例えば、学校などは休校になるわけで、親の勤務先であるところの企業などもその体制に入る、社会全体がその体制に入らないとうまく対応できないということもあろうということも踏まえ、今の大木先生のコメントも大切なことだろうと思います。ありがとうございました。

では、村上委員。

○村上委員 村上でございます。ありがとうございます。

資料もよくまとまってきたかなと思っておるところでございます。

私たち熊本県としましても、誰一人取り残さないという思いでいろいろな災害対応を行っておりまして、やはり住民の方には「自らの命は自らが守る」ということを第一に考えてやってもらいたいなというところでいろいろな支援を行っているところでございます。

1つだけコメントさせていただきますと、やはり最初から先生たちが幾つか言われたように、災害の対象発令区域の絞り込みというのは非常に難しいことだと私たちも思っております。

その中で、やはり自分一人一人がどう行動するかというのを促すために、これは熊本県が2年前に行った事例なのですけれども、県内の土砂災害警戒区域、レッドゾーン、イエローゾーンというのがありますけれども、その中に住宅が7万8000戸ほどありまして、それを市町村職員とか自治会の皆さんと連携しまして、全戸個別に訪問して危険性のお知らせをしたという事例があります。警戒区域を設定する場合はいろいろと説明会も行っているところなのですけれども、十数年前にかかったところもありますし、最近の事例もあるので、やはりアンケート調査なんかを行うと、4割の方がそのレッドゾーン、イエローゾーンの存在を知らなかったという実態も見えてきておりますので、それをもう一度、戸別訪問で理解していただいたというところで、お一人お一人、各家庭が行動に移れるような仕組みが一つできたのかなというところで私たちは思っております。

まだまだ数年に1回ずつぐらいはこういう取組も県として行っていこうと考えておりますので、いろいろな取組の事例の中にもお知らせしていただければ助かります。

以上でございます。

○片田座長 ありがとうございます。

県内のイエローゾーン、レッドゾーン、7万8000戸を戸別訪問されて周知されたと。行政も頑張る、住民も頑張るという、その行政も頑張るの一つの側面を御紹介いただけだと思います。

これで一通り全ての委員の方々に一回ずつ御発言をいただきました。もう残り時間はほんの僅かになっておりますが、最後に田中委員、何か追加でございますでしょうか。

○田中委員 田中でございます。ごく簡単に。

やはりこの話題というのでしょうか、このテーマというのは大変重要ですし、でも、やはりなかなか難しかったのだと思うのです。まさにそういう面でいろいろなやり方、取組、あるいはプログラムというのを広く紹介していただいて、なおかつ、あちこちに「粘り強く」という表現が出てきますけれども、まさにそのとおりののだと思っております。そういう面では、この報告書としては報告すればいいと思っておりますけれども、その一方で、これだけいろいろと大事であり、いろいろな議論が重ねられてきて、どの程度成果が本当に上がってきているのかとか、どこをどうすればよいのかということに関して、やはりもう一歩踏み込む時期に来ているような気がするのです。

例えば、なぜこの市町村だとそういった取組が可能だったのかとか、現場ではそのプログラムを回すのにどんな課題を感じてしまっているのかとか、あるいはどういう対象、例えば、今、男性、女性の問題だったり事業所の問題とかが出てきましたけれども、どういう対象に届いているのかいないのか。そういうのをトータルに見たうえで、国が制度的に担保できるものがあるのか、きちんと検証していくような場というのは要るような気がい

たします。

そういう面では、せつかくのこれが最終回と伺っておりますので、報告書の終わりぐらいに、その一步前に進んで突き進んでいくよという宣言をきちんと書いておいていただくと、今御参加いただいた方も言い残したことも含めてまだ大丈夫だなという安心感があるのではないかと思います。ぜひやはりこういうのはもっと継続的にきちんと情報を集めるということも含めてやっていただければと思っています。

以上です。

○片田座長 ありがとうございます。

そうですね。私もこれまで日頃、田中先生が座長の会議に参加させていただいていろいろ発言してきましたけれども、この会議を経験してみて、本当にこの問題は難しいなということと、そして、大変重要だなと。そして、一つの方向性をこの会議の中で見いだしていくことも難しいなということ非常に実感しながら会議の運営に当たらせていただきました。

今の田中委員の御指摘のように、もう一步踏み込む段階に来ているのではないのかと。そうですね。私もそんな感じがいたします。ここに幾つか事例も紹介させていただいておりますけれども、非常にうまくいっている事例もあるわけです。それがなぜうまくいっているのか、そのポイントはどこだったのか、どんなことを乗り越えたのかということをつぶさに検証し、そして、それを例えば、行政として国としてどのようにそこを支援していけるのかということをしっかりもう一步踏み込んで、今後とも継続的に見ていく必要があるだろうという、今後に向けてさらにこういった検討を進めていくのだということを報告書の最後のほうに一言追記していただくといいかなという御提案というふうを受け止めました。ありがとうございます。

もうほぼほぼ時間になりましたけれども、皆さんに言っていただいたことでほとんど言い尽くされていると思いますが、若干追加して最後に私から言わせていただきますと、やはり防災に限らず、行政と住民の関係というものをどのように位置づけているのかということは非常に重要なような気がいたします。あくまで防災は行政がやるもので住民は守られる対象だというフレームの中で防災が語られている以上は、「行政が頑張ります。住民の皆さんも頑張ってください」みたいな物言いになるのですけれども、やはり防災は、今、これだけ荒ぶる災害を前にして、どちらが主体でもどちらが客体でもないわけです。主体、客体併せて地域全体の防災力としてこの荒ぶる災害に向かわなければいけない、そんな社会を築いていくのだという、そんな視点でこれから防災を進めていかなければいけないなということ、この会議を通じても思いました。

それから、もう一つは、主体性が非常に強調された会議だったと思いますし、日本の防災の全体としてそうなのですけれども、そうであるならば、主体性を発揮できない人たちのことをどうするのだということに対する真剣な対応をしていかなければいけない。確かにそれに対応いたしまして、災害対策基本法の中に個別避難計画という、各自治体にすれ

ば努力義務化されたということで本当に大変なところに一步踏み込んだ、そして、決して見逃さないぞという姿勢で災対法も見直されて、毎度毎度の災害のたびに多くの要配慮者が亡くなるという事態に社会全体として向かい合おうという、そんな方向でかじが切られたのだらうと思います。

その中で、この問題を健常者が要配慮者の方々をどうお助けするかというフレームで捉えるのではなくて、いわゆる仮想次世代問題といいますけれども、私は61歳なのですけれども、20年たてば私も81歳になりまして、それ相応に助けていただかなければいけない、もしくは助けていただけるとうれしい年になるわけです。誰もが通る道です。そういう面において、この要配慮者問題も高齢化が進んで要配慮者が多い社会の問題というふうに捉えるのではなくて、自分がいずれ向かうその社会が安心して暮らせる、自分が安心して暮らせるそんな社会をつくる問題だという、そんな意味においての「我がごと感」を持てるような問題としてこの問題を扱っていくように、一步步を進めていかなければいけないのではないのかなと思いました。

非常に広範囲の議論でしたし、内容も非常に難しく、とても正直なところこの2回の会議だけでまとめ上げることは難しい会議だったと思うのですが、皆さんの積極的な御発言のおかげをもちまして、大変充実した議論ができたというふうに座長として心から感謝を申し上げたいと思います。

それでは、若干時間がオーバーしてしまいましたので、委員の皆様には活発な御議論をいただきましてありがとうございました。まだまだ御意見等があると思いますが、時間も参りましたのでこれにて討議を終了し、事務局より、今後のスケジュール等について御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○岩井（事務局）

今後のスケジュールについてでございます。本日御説明いたしました取りまとめ報告書について、議論の内容も踏まえた上で加筆をさせていただき、改めて委員の方に御確認いただいて、最後は座長に確認をさせていただければと思います。取りまとめにつきましては年明け頃に公表したいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○片田座長 それでは、これで本日の会議を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

では、これで進行を事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

○矢崎（事務局） 片田座長、ありがとうございました。

委員の皆様も活発な御議論をありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。